

公益社団法人 日本気象学会  
日本気象学会が行う表彰の対象者に係る取り扱いについて  
(理事会申し合わせ事項)

制定 令和 6年(2024年)12月17日

1. 公益社団法人日本気象学会(以下、「学会」という。)が行う表彰は、学会細則(以下、「細則」という。)第47条で規定されている。表彰の対象者は、細則第48条第1項により決定された表彰の候補者のなかから理事会が決定するとされているものの、資格等要件については明記されていない。この申し合わせは、細則第47条第1号ないし第10号に規定する学会が行う表彰の対象者について、明記して定めることを目的とする。
2. 細則第47条第1号ないし第8号に掲げる表彰の対象者は、理事会が決定する時点において、存命であることを条件とする。
3. 細則第47条第9号及び第10号に掲げる表彰の対象者は、当該表彰が論文に対する顕彰であることから、論文著者が存命であることを条件としない。

附 則

- 1 この申し合わせは、令和6年(2024年)10月2日理事会「2. 報告事項 5) その他」における議論を受けて、令和6年(2024年)12月17日理事会において制定した。